

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に対応した「札幌市における教育活動のガイドライン」(令和2年8月26日改訂)、及び「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の取扱いについて」(令和2年9月14日)に基づき、保護者の皆様にお知ろきいただきたいことを以下にまとめました。今回の主な変更点は、同居者が風邪の症状のみられない濃厚接触者である場合は、出席停止の対象から除外されたこと、出席停止に係る(エ)が新たに加わったことです。ご一読いただき、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。不明な点があれば、担当までお問い合わせください。

【出席停止】

札幌市立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準については、以下のとおりとします。

- (ア) 幼児児童生徒本人に感染が確認された場合
治癒するまでの間、出席停止とします。
- (イ) 幼児児童生徒と同居している者に感染が確認された場合
次のいずれかの間、出席停止とします。
 - ①同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間
 - ②同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
- (ウ) 幼児児童生徒が保健所から濃厚接触者として指定された場合
当該濃厚接触者の保健所からの健康観察期間が終了するまでの間、出席停止とします。
- (エ) 前号に掲げる場合を除き、幼児児童生徒がPCR検査を受けることになった場合
結果が判明するまでの間、出席停止とします。
- (オ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合
当該症状がみられる者の症状が消失するまでの間、出席停止とします。
※医療機関で別の診断がついた場合はその診断に従ってください
- (カ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者が海外から帰国した場合
検疫所から自宅待機を求められた期間は出席停止とします。

【臨時休業】

生徒、教職員その他学校に出入りする者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合において、その業務内容、行動履歴などから感染拡大防止に必要と認められるときは、必要な期間、臨時休業を行います。

【健康チェック表】

登校後、担任が各ホームルームにおいて、生徒個々の健康チェック表等を確認し、家

庭での健康観察の把握を行っています。

健康チェック表等に未記入がある場合や健康チェック表等を忘れてきた場合は、学校にて検温と体調確認を行うとともに、同居している方の健康状態も確認します。健康チェック表等の確認により生徒本人又は同居している方に症状があることが分かった場合や、登校後に発熱や風邪等の症状が見られる場合は保護者と連絡を取り、下校させることとします。また、早退した生徒の兄弟姉妹が自校、又は他の札幌市立幼稚園・学校に在籍する場合、当該の保護者及び園・学校へ連絡し、原則、早退できるようにします。

【マスクの着用】

飛沫感染を防ぐため、身体的距離が十分に取れないときは、咳エチケットが徹底されるようマスク着用を原則とします。ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

a 十分な身体的距離が確保できる場合

b 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合

気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなることから、換気や生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をした上で、マスクを外すことができます。

c 体育の授業を行う場合

身体的距離が十分に取れない場面では、着用を求めることがあります。

各家庭においてマスクを手作りする場合は、以下のサイトを参考にしてください。

マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

なお、一度着用したマスクは汚染されている可能性があることから、着用したマスクには触れないようにし、マスクを外す際はゴムや紐をつまむようにしてください。

【感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別】

海外から帰国した生徒、外国人生徒、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものです。例えばマスクをしていない、咳や発熱等の症状がある、医師の指示等により出席を控えているなどの生徒への偏見や差別が生じないように、適切に指導を行っていきます。

(連絡先 副校長 矢田 TEL 561-1221)